

件名	愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>1 ダイオキシン類の分析に係る使用料の廃止</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1) 鉱泉の分析 1件につき 27,520円</p> <p>(2) <u>ダイオキシン類の分析</u> 1件につき 376,400円 削除</p> <p>(3) その他試験、検査料 1件につき 29,560円</p> <p>(4) 文書料 1枚につき 400円</p> <p>2 前項の外、特別の鑑定、調査、研究の依頼については実費を基準として知事が定める額を納めなければならない。</p> <p>2 廃止の理由</p> <p>ダイオキシン類の分析については、分析機器の老朽化や民間検査機関での低額な分析が可能となったため。</p>	
施行日	平成20年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>分析機器の一部は、ダイオキシン類以外の化学物質の分析に活用する予定。</p>	